

社会福祉法人日進福社会役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人日進福社会（以下「本会」という。）が主催する事業、会議、その他本会が要請する業務へ役員、評議員及び本会が委嘱した者が、出席した場合の報酬について定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 報酬の額は、次の通りとする。

- （1）本会の代表権の行使及び諸規程に定める職務執行者として理事長の職にある者の報酬の額は1月につき195,000円とする。
- （2）理事（理事長を除く）、評議員及び監事の報酬は1日につき別表1の通りとする。
- （3）評議員選任・解任委員（外部委員）の報酬は1日につき別表1の通りとする。
- （4）本会が委嘱した者の報酬の額は1日につき6,500円とする。

（賞与）

第3条 理事長の職にあるものについて、賞与を支給することができる。

- 2 支給時期は本会給与規程に準じ、支給金額は同給与規程の規定の範囲内とする。

（報酬の支給方法）

第4条 前条の報酬の支払は、各月の執行実績について翌月10日までに役員等の指定する金融機関への口座振込により行う。

（重複給付の禁止）

第5条 本会からの給与又は賃金の支給を受ける者（以下「職員等」という。）がこの規程の適用を受ける職を兼ねる時は、その受けるべき報酬は支給しない。

ただし、この規程によって受けるべき報酬が職員等の給料等の額より多くなるときは、その差額を支給する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

この変更規程は、平成13年4月1日より施行する。

この変更規程は、平成26年4月1日より施行する。

この変更規程は、平成29年6月1日より施行する。

この変更規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この変更規程は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。

別表 1

	金 額	備考
理事	7, 0 0 0 円	
評議員	7, 0 0 0 円	
監事	7, 0 0 0 円	
評議員選任・解任委員	7, 0 0 0 円	